

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第8号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|--|----|-------------|--|----|
| 別表第1（第1条関係） | | | 別表第1（第1条関係） | | |
| 組織 | 職 | 区分 | 組織 | 職 | 区分 |
| 知事の事務部局 | 略 | | 知事の事務部局 | 略 | |
| | <u>局長（出納局長を除く。）</u> 知事公室長 | 2種 | | 知事公室長 <u>防災局長</u> | 2種 |
| | 略 政策調整監 会計管理者 東京事務所長 | 3種 | | 略 政策調整監 <u>観光交流局長</u> 会計管理者 東京事務所長 <u>消防学校長</u> | 3種 |
| | 略 県税事務所長 <u>消防学校長</u> 東讃保健福祉事務所長 略 | 4種 | | 略 県税事務所長 東讃保健福祉事務所長 略 | 4種 |
| | 略 小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） <u>環境保健研究センター</u> 所長 <u>林業事務所</u> 長 <u>直島環境センター</u> 所長 西讃保健福祉事務所長 略 | 5種 | | 略 小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） 西讃保健福祉事務所長 略 | 5種 |

| | |
|---|----|
| <p>農業大学校長 畜産試験場長 土地改良事務所長 水産試験場長 西讃土木事務所長 略</p> | |
| <p>略 環境保健研究センター次長</p> <p>保健福祉事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） 略 産業技術センター次長 栗林公園観光事務所副所長 農業試験場副場長 略 農業大学校副校長 畜産試験場次長 家畜保健衛生所長 略</p> <p>土木事務所次長 高松土木事務所椋川ダム建設事務所長</p> | 6種 |
| <p>略 園芸総合センター所長</p> <p>東部家畜保健衛生所次長 西部家畜保健衛生所西讃支所長</p> | 7種 |
| 略 | |

| | |
|--|----|
| <p>農業大学校長 土地改良事務所長 西讃土木事務所長 略</p> | |
| <p>略 環境保健研究センター次長 林業事務所長 直島環境センター所長 保健福祉事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） 略 産業技術センター次長</p> <p>農業試験場副場長 略 農業大学校副校長 畜産試験場長 家畜保健衛生所長 略 水産試験場長 土木事務所次長 高松土木事務所椋川ダム建設事務所長 高松土木事務所春日川改修事業所長</p> | 6種 |
| <p>略 園芸総合センター所長 畜産試験場次長 東部家畜保健衛生所次長 西部家畜保健衛生所西讃支所長 水産試験場次長</p> | 7種 |
| 略 | |

| | | |
|------------|------|----|
| 略 | | |
| 人事委員会の事務部局 | 事務局長 | 2種 |
| | 略 | |
| 略 | | |

別表第2（第2条関係）

1・2 略

3 医療職給料表(一)

| 職務の級 | 区分 | 給料の特別調整額 |
|------|----|----------|
| 4級 | 5種 | 96,000円 |
| | 6種 | 84,700円 |
| 3級 | 5種 | 81,400円 |

4・5 略

| | | |
|------------|------|----|
| 略 | | |
| 人事委員会の事務部局 | 事務局長 | 3種 |
| | 略 | |
| 略 | | |

別表第2（第2条関係）

1・2 略

3 医療職給料表(一)

| 職務の級 | 区分 | 給料の特別調整額 |
|------|----|----------|
| 4級 | 5種 | 96,000円 |
| | 6種 | 84,700円 |

4・5 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。